

特定事業計画・関係事業計画の公表について

1 特定事業計画・関係事業計画の公表方針について

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想（以下、「本構想」という）に基づく特定事業計画・関係事業計画（以下、「事業計画」という）の公表については、令和4年度第2回第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会における各事業（案）の確認を経た後、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第31条及び第36条に基づき、道路管理者及び公安委員会においては各事業計画を公表するように努めることとする。

2 事業計画の公表方法

公表方法については、ホームページへの掲載等によるものとする。

3 その他

- ・ 「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業・関係事業（案）一覧」については、市ホームページにおいて公表することとする。
- ・ 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会においては、本構想に基づき事業計画の進捗状況（前年度実績及び当年度計画）について、市ホームページ等を通じて情報発信を行う。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(抜粋)

(公共交通特定事業の実施)

第28条

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

(道路特定事業の実施)

第31条

- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。**

(交通安全特定事業の実施)

第36条

- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。**

(教育啓発特定事業の実施)

第36条の2

- 2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間
 - 二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第三十二号イに掲げる事業について定めた場合にあつては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)に送付しなければならない。